

発議第2号

総合計画審査特別委員会の設置について

富士市議会委員会条例第4条の規定に基づく特別委員会を下記のとおり設置するものとする。

令和8年3月25日提出

提出者（富士市議会議員）	高橋正典
賛成者（富士市議会議員）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	杉山諭
〃（〃）	太田康彦
〃（〃）	植松光徳
〃（〃）	鈴木幸司

記

1. 設置すべき特別委員会の名称 総合計画審査特別委員会
2. 委員の定数 32人
3. 付議事件
第六次富士市総合計画後期基本計画の策定について
4. 提出理由
第六次富士市総合計画後期基本計画の策定に当たり、内容の審査とともに議会としての意見を計画に反映させるため、特別委員会を設置する。
5. 審査期間
本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中もなおこれを審査するものとし、審査が終了するまでの間、継続するものとする。



令和8年3月25日

富士市議会
議長 笠井 浩 様

提出者（富士市議会議員）	高橋 正典
賛成者（富士市議会議員）	下田 良秀
〃（ 〃 ）	望月 昇
〃（ 〃 ）	杉山 諭
〃（ 〃 ）	太田 康彦
〃（ 〃 ）	植松 光徳
〃（ 〃 ）	鈴木 幸司

総合計画審査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。